

倉敷市都市景観条例等施行規則（平成21年倉敷市規則第82号）新旧対照表

新	旧
<p>(行為の届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出<u>について</u>、その届出に係る行為の内容が、条例第17条第1項の規定により定めた景観計画における当該行為についての制限に適合すると認めるときは、所定の<u>適合通知書</u>により通知するものとする。</p> <p>(景観整備機構の指定)</p> <p>第25条 法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定を受けようとする者は、所定の景観整備機構指定申請書に次に掲げるものを添えて、正副各1部提出するものとする。</p> <p>(1) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法<u>(平成10年法律第7号)</u>第2条第2項の特定非営利活動法人であることを証する登記簿謄本</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(届出及び勧告等の適用除外)</p> <p>第33条 条例第25条第4号に規定する規則に定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 岡山県自然保護条例（昭和46年岡山県条例第63号）第12条第1項各号に掲げる行為（同項第1号から第3号まで又は第5号から第7号までに掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは<u>同法第25条の2</u>第1項若しくは第2項の規定により指定された</p>	<p>(行為の届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出<u>があったときは</u>、その届出に係る行為の内容が、条例第17条第1項の規定により定めた景観計画における当該行為についての制限に適合すると認めるときは、所定の<u>受理通知書</u>により通知するものとする。</p> <p>(景観整備機構の指定)</p> <p>第25条 法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定を受けようとする者は、所定の景観整備機構指定申請書に次に掲げるものを添えて、正副各1部提出するものとする。</p> <p>(1) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法_____第2条第2項の特定非営利活動法人であることを証する登記簿謄本</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(届出及び勧告等の適用除外)</p> <p>第33条 条例第25条第4号に規定する規則に定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 岡山県自然保護条例（昭和46年岡山県条例第63号）第12条第1項各号に掲げる行為（同項第1号から第3号まで又は第5号から第7号までに掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは_____第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された</p>

保安林の区域内又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内（以下「保安林等の区域内」という。）において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行うものを除く。）

(2) (略)

(事前協議)

第34条 条例第29条第1項の規定による事前協議をする者は、所定の事前協議書に別表第1に掲げる図書を添えて、正副各1部提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第1に掲げる図書のうち、添付の必要がないと認めるものについては、これを省略させることができるものとする。

3・4 (略)

(近隣周知報告書等)

第35条 条例第29条の2の規定による報告は、所定の近隣周知報告書によるものとする。

2 条例第29条の2の規定による行為の場所の周辺に居住する者その他関係者からの意見の提出は、所定の意見書によるものとし、条例第29条第1項の規定により事前協議をする者は、当該意見書を前項の近隣周知報告書に添付するものとする。

(行為完了の届出)

第36条 条例第31条の2第1項の規定による届出は、所定の行為完了届に別表第2に掲げる図書を添えて、正副各1部提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第2に掲げる図書のうち、添付の必要がないと認めるものについては、これを省略させることができるものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る行為が、

保安林の区域内又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内（以下「保安林等の区域内」という。）において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行うものを除く。）

(2) (略)

(事前協議)

第34条 条例第29条第1項の規定による事前協議をする者は、所定の事前協議書に別表\_\_\_\_に掲げる図書を添えて、正副各1部提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表\_\_\_\_に掲げる図書のうち、添付の必要がないと認めるものについては、これを省略させることができるものとする。

3・4 (略)

景観計画における当該行為についての制限及び法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知の内容に適合すると認めるときは、完了確認書を交付するものとし、適合しないと認めるときは、その理由を記載した違反通告書を交付するものとする。

(認定申請)

第37条 (略)

(認定通知)

第38条 (略)

(変更の届出)

第39条 条例第35条第4項に規定する規約その他の事項とは、第37条第1項各号に掲げる事項とする。

2 (略)

(認定の取消し)

第40条 (略)

(支援措置)

第41条 (略)

(その他)

第42条 (略)

別表第1 (第34条関係)

行為の種類	添付すべき図書	
	種類	縮尺
法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為	当該行為に係る付近見取図	2,500分の1以上
	当該行為に係る現況写真	
	当該行為に係る配置図	100分の1以上
	当該行為に係る建築物又は工作物に彩色を	50分の1以上

(認定申請)

第35条 (略)

(認定通知)

第36条 (略)

(変更の届出)

第37条 条例第35条第4項に規定する規約その他の事項とは、第35条第1項各号に掲げる事項とする。

2 (略)

(認定の取消し)

第38条 (略)

(支援措置)

第39条 (略)

(その他)

第40条 (略)

別表 (第34条関係)

行為の種類	添付すべき図書	
	種類	縮尺
法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為	当該行為に係る付近見取図	2,500分の1以上
	当該行為に係る現況写真	
	当該行為に係る配置図	100分の1以上
	当該行為に係る建築物又は工作物に彩色を	50分の1以上

	施した2面以上の立面図	
	当該行為に係る平面図	100分の1以上
	当該行為に係る断面図	100分の1以上
	当該行為に付随して行う敷地内の外構工事における外構図	100分の1以上
	景観シミュレーション図	
	近隣周知報告書（景観計画に定める高さの誘導基準を超える建築物の新築，改築，増築又は移転である場合に限る。）	
	その他市長が必要と認める図書	
条例第24条第1項第1号に規定する行為	当該行為に係る付近見取図	2,500分の1以上
	当該行為に係る現況写真	
	当該行為前の現況図	1,000分の1以上
	当該行為に係る計画図	1,000分の1以上
	当該行為の前後における土地の縦横断面図	1,000分の1以上
	景観シミュレーション図	
	その他市長が必要と認める図書	
条例第24条第1項第2号に規定する行為	当該行為に係る付近見取図	2,500分の1以上
	当該行為に係る現況写真	
	当該行為前の現況図	1,000分の1以上
	当該行為に係る配置図	200分の1以上
	景観シミュレーション図	
	その他市長が必要と認める図書	

別表第2（第36条関係）

添付すべき図書	
種類	縮尺

	施した2面以上の立面図	
	当該行為に係る平面図	100分の1以上
	当該行為に係る断面図	100分の1以上
	当該行為に付随して行う敷地内の外構工事における外構図	100分の1以上
	景観シミュレーション図	
	その他市長が必要と認める図書	
条例第24条第1項第1号に規定する行為	当該行為に係る付近見取図	2,500分の1以上
	当該行為に係る現況写真	
	当該行為前の現況図	1,000分の1以上
	当該行為に係る計画図	1,000分の1以上
	当該行為の前後における土地の縦横断面図	1,000分の1以上
	景観シミュレーション図	
	その他市長が必要と認める図書	
条例第24条第1項第2号に規定する行為	当該行為に係る付近見取図	2,500分の1以上
	当該行為に係る現況写真	
	当該行為前の現況図	1,000分の1以上
	当該行為に係る配置図	200分の1以上
	景観シミュレーション図	
	その他市長が必要と認める図書	

当該行為に係る付近見取図	2,500分の1以上
当該行為に係る完成写真	
当該行為に係る配置図	100分の1以上
当該行為に係る建築物又は工作物に彩色を施した2面以上の立面図	50分の1以上
当該行為に付随して行う敷地内の外構工事における外構図	100分の1以上
その他市長が必要と認める図書	